

航空法の関連条文抜粋

○空港周辺に物件を設置する場合

◇航空法第49条

何人も、空港において第40条（篇43条第2項において準用する場合を含む。）の告示があった後においては、その告示で示された進入表面、転移表面又は水平表面（これらの投影面が一致する部分については、これらのうち最も低い表面とする。）の上に出る高さの建造物（その告示の際現に建造中である建造物の当該建造工事に係る部分を除く。）、植物その他の物件を設置し、植栽し、又は留置してはならない。

ただし、仮設物その他の国土交通省令で定める物件（進入表面又は転移表面に係るものを除く。）で空港の設置者の承認を受けて設置し又は留置するもの及び供用開始の予定期日前に除去される物件については、この限りでない。

◇航空法第56条の4

何人も、第56条の2第1項に規定する空港について前条第2項において準用する第40条の告示があった後においては、その告示で示された延長進入表面、円錐表面又は外側水平表面（これらの投影面が一致する部分については、これらのうち最も低い表面とする。）の上に出る高さの建造物（その告示の際現に建造中である建造物の当該建造工事に係る部分を除く。）、植物その他の物件を設置し、植栽し、又は留置してはならない。

第49条第1項但書の規定は、円錐表面及び外側水平表面について準用する。

○高い煙物又は煙突、鉄塔等を建てる場合

◇航空法第51条

地表又は水面から60メートル以上の高さの物件の設置者は、国土交通省令で定めるところにより、当該物件に航空障害灯を設置しなければならない。ただし、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

◇航空法第51条の2

昼間において航空機からの視認が困難であると認められる煙突、鉄塔その他の国土交通省令で定める物件で地表又は水面から60メートル以上の高さのもの設置者は、国土交通省令で定めるところにより、当該物件に昼間障害標識を設置しなければならない。

○類似灯火の設置

◇航空法第52条

何人も、航空灯火の明りような認識を妨げ、又は航空灯火と誤認されるおそれがある灯火（以下「類似灯火」という。）を設置してはならない。

○航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為

◇航空法第99条の2

何人も、航空交通管制圏、高度変更禁止空域又は航空交通管制区内の特別管制空域における航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのあるロケットの打上げその他の行為（物件の設置及び植栽を除く。）で国土交通省令で定めるものをしてはならない。ただし、国土交通大臣が、当該行為について、航空機の飛行に影響を及ぼすおそれがないものであると認め、又は公益上必要やむを得ず、かつ、一時的なものであると認めて許可をした場合は、この限りでない。

2前項の空域以外の空域における航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為（物件の設置及び植栽を除く。）で国土交通省令で定めるものしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に通報しなければならない。

○罰則

◇航空法第150条

次の各号の一に該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

二 第49条第1項（第55条の2第2項又は第56条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、建造物、植物その他の物件を設置し、植栽し、又は留置した者

二の二 第51条第6項（第51条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

十 第99条の2第1項の規定に違反して、航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為で同項の国土交通省令で定めるものをした者

◇航空法第161条

次の各号の一に該当する者は、30万円以下の過料に処する。

三 第99条の2第2項の規定による通報をせず、又は虚偽の通報をした者